

## 平成 21(2009)年度事業方針

### 1、環境認識

たばこを取り巻く環境は年々厳しさを増しつつある。

成人人口の減少が継続し、喫煙機会への制約が増す中で喫煙人口は減少しており、たばこの消費需要は経年的に減少を続けている。

WHOたばこ規制枠組み条約の成立以降、世界的にたばこに対する規制が進展してきており、わが国においてもたばこ規制導入に向けた具体的議論が更に進むことが想定される。

これまで業界は、

平成 16 年(2004 年)の「製造たばこに係る広告を行う際の指針」の改定に伴い、広告宣伝販売促進および包装表示に関する自主規準の改定を行った。

また、平成 20 年(2008 年)7 月には、成人識別たばこ自動販売機の全国導入を完了させ、未成年者のアクセス防止措置をとった。

国内においては路上喫煙禁止条例の制定や公共交通機関での禁煙措置の増加など喫煙場所に対する規制の進行が顕著であり、路上喫煙規制の中には諸外国と比較しても、過度と思われる規制の導入も見受けられる。

平成 15 年(2003 年)の健康増進法の施行以来、受動喫煙対策については官民で種々の対策が取られてきたが、神奈川県における屋内での受動喫煙防止条例制定は、今後の屋内の喫煙規制のありかたに影響を与えられられる。

平成 20 年(2008 年)は結果としてたばこ税の増税が見送られたが、一部にはたばこの小売価格を 1,000 円とする大幅増税の提起がなされるなどの動きがあり、たばこ税をめぐる動向は引き続き注視していく必要がある。

## 2、事業方針

協会としては、以上の環境認識の下で

未成年者の喫煙防止対策を引き続き重要な活動と位置づける。

未成年者の喫煙防止は成人識別たばこ自動販売機の導入のみで達成できるものではなく、今後も粘り強く関係機関や地域社会と協力し取り組んでいくべき課題である。

今後は、taspo の普及・定着に努めるとともに、未成年者喫煙防止に対する社会的関心を持続させる取り組みを行っていく。

また、喫煙規制の進展に対し適切に対処していくことの重要性を認識する。

喫煙マナー向上を訴えるとともに、機会をとらえて規制のあり方について主張していく。

屋外の喫煙規制に加え、今後の進展が想定される屋内の喫煙規制について、わが国の実情を踏まえ、喫煙者と非喫煙者の共存を図ることのできる合理的でバランスの取れた規制となるよう、機会をとらえて要望していく。

さらに、たばこに対する内外の動向に注意を払いつつ、たばこおよび喫煙者の社会における正当な位置付けを確保すべく、一層、社会との対話を進めていく。

### ( 1 ) 未成年者喫煙防止

#### 1 ) 成人識別たばこ自動販売機(taspo)

全国導入後の社会的定着化をはかる。

取り組みへの共感獲得

申込促進 (taspo ステーション 7,500 店)

#### 2 ) その他未成年者喫煙防止施策

未成年者喫煙防止に対する社会全体の取り組みの必要性をアピールしていく。

未成年者喫煙防止強化月間(7月)を設立し、たばこ販売店、行政・学校、および関係団体と連携した活動を実施する。

また対面販売での年齢確認の徹底を呼びかけていく。

### ( 2 ) T I O J 自主規準の運用

実施状況のレビューを適切に行い、関係省庁との意見交換を実施する。

また、環境の変化に留意し、適切な規準のありかたについて不断に検討していく。

( 3 ) 喫煙規制への対応と喫煙マナー向上

喫煙者と非喫煙者の共存できる喫煙環境の確保を目指す活動を強化する。  
喫煙規制条例等に関し協会の意見を発信するとともに関係団体との協力を進める。  
また、喫煙マナー向上を図るための啓発活動を継続実施する。

喫煙者と非喫煙者が共存できる受動喫煙防止策の提唱（関係団体との協力）  
マナー向上キャンペーンの実施  
美化行政への協賛（携帯灰皿の提供）

( 4 ) T/N測定

T I O J 標準測定法および検定実施要領に基づき、T/N 測定業務を適切に行う

( 5 ) その他

- ・販売実績集計、発表
- ・会員間情報交換